2026年10月1日

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

社会医療法人立川メディカルセンター
立川綜合病院 薬剤部

【原則】

・麻薬、抗悪性腫瘍薬、覚せい剤原料は対象外とする。
・先発医薬品において『変更不可』の 欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、 処方薬を後発医薬品に変更できない。
・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
・患者に十分な説明（服用方法・安定性、価格等）を行い、必ず同意を得たうえで変更する。
・適応症が異なる医薬品間の変更は対象外とする。
・プロトコルの対象となるか迷う場合は疑義照会を行う。

【プロトコル対象外の診療科】

・以下の診療科の処方箋に関しては本プロトコルの対象外とする。
　・精神科

【処方変更・調剤後の報告】

・処方変更して調剤した場合は、「問い合わせ簡素化プロトコルによる処方変更報告書」に必要事項を記載し、変更内容を記載した処方箋と共に立川綜合病院薬剤部へFAX送信してください。
・速やかに処方内容を修正するためにできる限り当日中にFAX送信をお願いします。ただし、後発品の変更調剤については本プロトコルの合意締結の有無に拘わらず全て連絡不要とします。（可能な限りお薬手帳に記載して下さい）

【問い合わせ・報告窓口】

・処方内容等および本プロトコルに関する問い合わせ　薬剤部直通TEL　0258-37-4043
・処方変更・調剤後の報告　薬剤部直通FAX　0258-33-3313

【処方データ修正に関する注意事項】

・院外処方箋の表記については、当院電子カルテのマスターの関係から変更が行われない場合があります。

【問い合わせ不要例】

種類	内容	例	備考
銘柄変更	成分名が同一の銘柄変更	例：ジャヌビア錠 50mg → グラクティブ錠 50mg 例：ロキソプロフェンNa錠 60mg「トーワ」 → ロキソニン錠 60mg	・変更不可の処方を除く ・先発⇔先発の変更は可 ・後発→先発への変更も可
剤形変更	内服薬の剤形変更	例：プレガバリンOD錠 75mg → プレガバリンカプセル 75mg 例：アスベリン散10% → アスベリン錠 10㎎	・用法・用量が変わらない場合のみ可 ・安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合や供給が不安定な場合に限る ・外用剤の剤形変更は不可 (クリーム⇔軟膏など)
	半割、粉砕、混合、あるいはその逆	例：バクタ配合錠 1錠 → バクタ配合錠 0.5錠 ×2 (大きいため半割) 例：フロセミド錠 40mg 0.5錠 → フロセミド錠 20mg 1錠 (PTP希望)	・アドヒアランス等の理由による変更のみ可 ・抗悪性腫瘍薬、催奇形性を有する薬剤を除く ・安定性等に配慮すること
	消炎鎮痛剤における剤形の変更 (パップ剤⇔テープ剤)	例：ロキソニンパップ 100mg → ロキソニンテープ 100mg	・患者が希望した場合に限る ・成分・用法・枚数が同じ場合に限る

種類	内容	例	備考
規格変更	内服薬の別規格製剤がある場合の規格の変更	例：アムロジピン錠 5mg 2錠 → アムロジピン錠 10mg 1錠 例：フロセミド錠 40mg 1.5錠 → フロセミド錠 40mg 1錠 ＋フロセミド錠 20mg 1錠	・安定性や利便性が向上する場合や供給が不安定な場合に限る ・規格追加も含む
	湿布薬や軟膏等での規格変更	例：セルタッチパップ70 (7枚/袋) 6袋 → セルタッチパップ70 (6枚/袋) 7袋 例：ヒルドイドローション0.3% (25g/瓶) 2本 → ヒルドイドローション0.3% (50g/瓶) 1瓶	・合計処方量が変わらない場合のみ可
用法の追記・修正	外用薬の用法の追記・修正	例：モーラステープ 20mg 1日1回 1回1枚 → 1日1回 腰 1回1枚	・外用剤での用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が口頭で指示されている場合 (処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」等が選択されている)
	添付文書に基づく適正な用法への変更	例：ベイスン錠 0.2mg 3 錠 分3 毎食前 → 3 錠 分3 毎食直前 例：アレンドロン酸錠35mg 週1回 朝食後 → 週1回 起床時	・漢方薬、プリンペラン、ナウゼリンの食後投与は医師了解済み (変更不要) ・アドヒアランス等の向上を目的に服用方法が指示されていると考えられる場合は疑義照会を行う
日数変更	残薬調整	例：レバミピド錠100mg 56日分 → 42日分 (残薬が14日分ある場合) 例：レバミピド錠100mg 56日分 → 1日分 (残薬が56日分以上ある場合) 例：ヘパリン類似物質クリーム 25g 5本 → 3本 (残薬が2本ある場合)	・患者より残薬があることを確認できた場合に処方日数を減ずることが可能 ・残薬が処方日数以上ある場合は1日分への変更とする ・外用剤の処方数の変更も含む ・処方の削除、日数の延長、RPを分解しての残薬調整は疑義照会を行う
	処方日数の適正化（週1回製剤、隔日投与 等）	例：他の処方薬が56日分処方の場合 アレンドロン酸錠 35mg 週1回 起床時 56日分 → 8日分 例：他の処方薬が28日分処方の場合 バクタ配合錠1錠 分1 朝食後 1日おき 28日分 → 14日分	・処方間違いが明確な場合のみ可
	処方日数の適正化（次回受診までの日数との不一致、内服薬と外用薬の日数不一致）	例：次回受診が28日後の場合 アムロジピン錠 5mg 1錠 分1 朝食後 14日分 → 28日分 例：他の処方薬 (内服薬) が28日分処方の場合 ツロブテロールテープ 2mg 14枚 1日1回 1回1枚 → 28枚	・予約票による次回予約日の確認ができ、処方間違いが明確な場合に次回受診日までの処方日数へ変更可 ・外用剤の処方数の変更も含む
	自己注射の注入針の追加	例：ライゾデグ配合注フレックスタッチ 1キット 1日3回 朝6単位 昼6単位 夕6単位 → マイクロファインプロ 32G-4mm（14本/袋） 3袋 追加	・インスリン等の自己注射製剤が処方されているが必要な針が処方されていない場合に必要な本数 (1日の指示回数×日数)を追加可
	湿布薬の上限枚数の適正化	例：モーラステープ 20mg（7枚/袋）10袋 → 9袋	・湿布薬の処方枚数が理由なく処方上限を超えている（64枚以上）場合、患者と相談し63枚以下へ変更可 ・処方の削除は疑義照会を行う
一包化	一包化指示の追加・削除	例：PTP調剤 → 一包化調剤 例：一包化調剤 → PTP調剤	・患者希望あるいはアドヒアランス不良の場合のみ可（治療上の必要性を確認すること） ・安定性等に配慮すること
コメント追加	継続する「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の算定にあたっての医師からの指示コメント追加		・算定開始済み患者のみ可 ・新規算定開始希望の場合は問い合わせること